



箕面市国第565号
平成21年(2009年)2月19日

箕面市国民健康保険運営協議会
会長 二石博昭 様

箕面市長 倉田哲郎



介護納付金賦課額の賦課限度額及び出産
育児一時金の改定について(諮問)

箕面市の介護納付金賦課額の賦課限度額の見直し及び出産育児一時金の改定について、貴協議会の意見を求めます。

(諮問趣旨)

国において、平成21年度から平成23年度を計画期間とする第4期の介護保険事業計画に合わせて、介護保険第2号被保険者の適用を受ける40歳以上65才未満の国民健康保険被保険者に係る介護納付金賦課額の賦課限度額が見直され、国民健康保険法施行令が改正されました。この賦課限度額の見直しによる限度額の引き上げは、現在諮問をいたしております国民健康保険の財政健全化には必要な改定と考えております。

また、本年1月1日から出産育児一時金について38万円を限度とする改定をいたしました。緊急の少子化対策として、平成21年10月より当面2年間の暫定措置として、全国一律に支給額の改定が国において決定されました。少子化対策については本市においても重要な課題と考えております。

以上のことから、介護納付金賦課額の賦課限度額及び出産育児一時金の改定を諮問いたします。

記

(1) 介護納付金賦課額の賦課限度額の改定について

	平成20年度	平成21年度
箕面市	9万円	10万円
政令	9万円	10万円



(2) 出産育児一時金の改定について

	平成21年1月1日施行	平成21年10月1日施行
出産育児一時金	35万円に加えて、産科医療補償制度等に参加している分娩機関で出産したときは、3万円を上限として加算する。	39万円に加えて、産科医療補償制度等に参加している分娩機関で出産したときは、3万円を上限として加算する。 ただし、関係法令が改正された額とする。